地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査(土木局)並びに同条第7項の規定による出資団体監査(公益財団法人 西宮市文化振興財団)、財政援助団体監査(西宮医療連盟)及び指定管理者監査(日本管財株式会社)を実施したので、同条第9項の規定に従い、公表します。

平成23年11月28日

西宮市監査委員 亀 井 健

同 鈴木雅一

同 まつお 正 秀

同 和田とよじ

国 次

第1	監 査 の 対 象	15-2
第 2	監査の期間及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15-2
第3	監 査 の 結 果	15-2
1	連盟の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15-2
2	事業の実施状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15-3
3	連盟に対する補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15-4
4	す) す 7)、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15-7

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。
 - 「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
 - 「」は、減少・低下。
 - 「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中に用いている数値で、万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 各表中千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、 合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。

報 告 監 第 1 5 号 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

西宮市監査委員 亀 井 健

同 鈴木雅一

同 まつお 正 秀

同 和田とよじ

財政援助団体監査結果報告(西宮医療連盟)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮医療連盟(以下「連盟」という。)が西宮市福祉医療費助成制度実施協力補助金交付要綱(以下「協力補助金交付要綱」という。)及び西宮市保健福祉団体補助金交付要綱(以下「団体補助金交付要綱」という。)に基づいて交付を受けた次の補助金にかかる出納、その他事務のうち、主として平成22年4月1日から23年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、連盟及び所管部局提出の直近の数値を用いるように努めました。

8,240,000円

5,184,000 円

西宮市福祉医療費助成制度実施協力補助金西宮市保健福祉団体補助金

第2 監査の期間及び方法

平成 23 年 8 月 29 日から事務局監査に入り、同年 10 月 17 日に市民局、健康福祉局及び連盟関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監 査 の 結 果 次のとおりです。

1 連盟の概要

(1)設立の目的等

連盟は、各加盟団体(西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会、西宮市助産師会、西宮保健師会、西宮看護師会)の連携をなお一層緊密にすると共に各々その専門的知識を傾注し総合一貫した医療体系の下に保健衛生の普及向上を計り、以て西宮市民の福祉増進に寄与し奉仕することを目的として、昭和30年10月1日に設立されています。

(2)組 織

連盟は、各加盟団体の会員によって構成されている任意団体です。

代議員会(総会)は、各加盟団体の会員中より選出された代議員で構成し、理事は、各加盟団体の推薦、監事は、総会において選任されています。

平成23年3月現在の構成員は、会員3,284人で、役員は、委員長1人、副委員長3人、会計理事2人、理事11人、監事3人、顧問1人となっています。

代議員会は、収支予算、事業計画、収支決算、借入金、重要な財産の造成管理方法及び処分、定款の変更の決議、会務及び会計報告、事業報告を行い、理事会は、代議員会に提出する議案、代議員会に報告する事項、職制及び会務執行に関する規定の決議を行っています。

連盟事務所は西宮市池田町 13番2号西宮医療会館内に置かれています。

2 事業の実施状況等

(1)事業の概要

平成22年度における主な事業の実施状況は、次のとおりです。

ア 傘下会員に対する各種保険・福祉医療に関する連絡業務等

定期刊行物での福祉医療・医療保険制度、改正等の周知、制度改正に伴う説明会の開催、制度改正や受給者証及び保険証の更新に伴うポスターの配布・掲示、説明書の配布、 来院市民(患者・対象者)への医師による説明、感染症など突発的発生に伴う通知文や調査表の配布などが行われています。

イ 市民の健康増進に関すること

連盟の主催・実施事業として、西宮市健康市民講座、「ドクター教えて」、「口から始まる健康づくり」、「薬の情報BOX」、「心と身体の健康相談」などさくらFMへの健康番組提供、献血推進事業、にしのみや市民祭り等市民団体が実施する事業への協賛、各加盟団体が市民対象に実施した事業等への支援などが行われています。

(2)連盟の収支状況

22年度の収支状況は、次のとおりです。

収 入

(単位:円)

—————————————————————————————————————	決算額	西宮市福祉医療費助成 制度実施協力補助金	西宮市保健福祉 団 体 補 助 金
運営収入	32,709,000		
賃貸料	5,670,000		
分担金	27,039,000		
運営外収入	13,986,573	8,240,000	5,184,000
補助金	13,472,300	8,240,000	5,184,000
銀行利息	419,826		
雑収入	94,447		
繰越金	1,829,457		
収入計	(A) 48,525,030	8,240,000	5,184,000

支 出

(単位:円)

		充 当 先		
科目	決算額	西宮市福祉医療費助成	西宮市保健福祉	
		制度実施協力補助金	団 体 補 助 金	
管理費	27,634,576		508,427	
事業費	12,963,873	8,240,000	4,675,573	
負担金交付金	10,404,020	8,240,000	2,164,020	
健康市民講座開催費	685,236		685,236	
献血推進費	77,000		28,700	
健康番組放送料	1,797,617		1,797,617	
引当金	6,000,000			
支 出 計	(B) 46,598,449	8,240,000	5,184,000	

収支差引(A-B) 1,926,581円

3 連盟に対する補助金

(1)西宮市福祉医療費助成制度実施協力補助金(以下「協力補助金」という。)

補助金等の取扱に関する規則(以下「補助金取扱規則」という。)及び協力補助金交付要綱に基づいて、補助金が交付されています。

ア補助の目的

協力補助金交付要綱第2条で、医療機関の協力のもとで福祉医療費助成制度の円滑かつ効果的な運営を図ることを目的としています。

イ 補助対象及び交付額

協力補助金交付要綱第3条で、福祉医療費助成制度周知等の経費、福祉医療費助成制度改正に伴う事務協力等の経費を交付対象とし、同要綱第5条で、協力補助金の限度額は、予算の範囲内としています。

ウ 申請・交付

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位:円)

区分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支 払 日
<u> </u>	申請額	決定額	請求額	支払額
	22. 5.31	22. 6.25	22.10. 4	22.10.29
協力補助金		22. 0.25	23. 1. 4	23. 1.31
励力が用め」並	8,240,000	8,240,000	4,120,000	4,120,000
			4,120,000	4,120,000

エ 補助金の経理

連盟における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位:円)

区分	受入口座	収入処理年月日	金 額
市補助金収入	西宮医療連盟	22.10.29	4,120,000
	委員長名義	23. 1.31	4,120,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、会計伝票を作成し現金出納帳への記帳を行っています。

オ 事業の実績報告

連盟では、福祉医療・医療保険制度等の周知や制度改正に伴う事務連絡等経費として、 西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会に対する事業助成金に補助金を充当 しています。

(2)西宮市保健福祉団体補助金(以下「団体補助金」という。)

補助金取扱規則及び団体補助金交付要綱に基づいて、補助金が交付されています。

ア補助の目的

団体補助金交付要綱第2条で、市内の保健福祉団体の運営費の全部又は一部を補助することにより、保健福祉団体の健全な育成及び適正な運営を図ることを目的としています。

イ 補助対象及び交付額

団体補助金交付要綱第3条で、交付対象となる保健福祉団体及び事業を掲げ、補助金の額は、市長が予算の範囲内において決定するとしています。

ウ 申請・交付

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位:円)

	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支 払 日
	申請額	決定額	請求額	支払額
団体補助金	22. 6. 1	22. 6.25	22.10. 8	22.10.28
四件制即亚	5,184,000	5,184,000	5,184,000	5,184,000

エ 補助金の経理

連盟における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位:円)

区分	受入口座	収入処理年月	金額
市補助金収入	西宮医療連盟 委員長名義	22.10.28	5,184,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、会計伝票を作成し現金出納帳への記帳を行っています。

オ事業の実績報告

連盟では、市民の健康増進に関する事業として、ホームページによる市民への情報提供、西宮市健康市民講座、さくらFMへの健康番組提供、献血事業、市民団体が実施する事業への協賛等を行っており、その経費及び医療会館の管理経費に補助金を充当しています。

(3)事務処理等の状況

補助金の事務処理について、補助金関係書類等を抽出して調査したところ、次のような 状況が見られました。

ア連盟

補助金の交付申請は、平成22年度事業計画や予算等を決定する定時代議員会(22年6月28日開催)前に行われ、また、補助事業等実績報告は、22年度事業報告や決算等を認定する定時代議員会(23年6月30日開催)前に行われており、確定後の報告等がありません。

今後とも、補助金取扱規則に従った適正な処理を行ってください。

イ 所管部局

協力補助金交付要綱については、補助金の額を「予算の範囲内」として補助対象経費に対する算定根拠が明確でなく、交付時期の根拠が不明なことなど不備が見受けられます。

団体補助金交付要綱については、17年度の補助金の見直しにより、運営費補助から 事業費補助への移行が進められていますが、要綱改正されておらず、補助対象経費及 び算定根拠等も記載されていません。

交付申請、実績報告等に対する審査等経緯が明確でないこと、団体補助金では、交付申請書、交付決定通知書、交付請求書、実績報告書等様式に、補助金等の取扱いに関する規則に係る様式を定める要綱と異なる様式が使用されていることなど、事務処理が慣例的に行われており、適切でないものが見受けられます。

今後とも、当該交付要綱全般の見直しをするとともに、事務処理について職員相互に 注意を払い、記載内容や適切な資料を添付し根拠等を明確にするなど、第三者が見ても わかりやすい決裁内容となるよう努めてください。

4 む す び

連盟においては、福祉医療費助成制度の円滑な運営及び市民を対象とした各種保健事業や 指導・相談事業を行うなど、長期にわたり市民の保健衛生・医療・福祉の確保・増進に寄与 されています。

しかしながら、補助金は、市民の税金ということで透明性が求められることから、所管部 局及び連盟においては、積算根拠、使途について、市民に対し説明責任を果たせるよう努め てください。